

高度化事業の見直し・改善について

～ニーズに即した使いやすい高度化事業に向けて～

平成16年7月1日に発足した独立行政法人中小企業基盤整備機構は、旧中小企業総合事業団から高度化事業を承継し、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対し、引き続き都道府県と協力して長期・低利（特別の場合は無利子）の資金支援をすることとしています。

今般、従来から要望のありました連帯保証制度、条件変更の弾力的対応などについて見直し・改善を行うとともに、高度化事業が利用者にとってより使いやすいものとなるよう、貸付要件の緩和、リニューアル事業への積極的支援、貸付審査期間の短縮、専門家によるアドバイスの一層の充実など機構の業務内容について見直しを行いました。

新しい高度化事業の概要及び見直し事項の概要は以下のとおりとなっております。今後とも中小企業者のニーズに即した高度化事業として中小企業者の連携・共同化を積極的に支援し、中小企業の振興を図ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、「高度化事業」という事業名称は、引き続き使用させていただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

I 高度化事業の概要

1. 貸付対象事業（従来対象となっていた事業内容と同様です）

(1) 中小企業者が行う事業

- ① 集団化事業（工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等）
- ② 集積区域整備事業（商店街近代化事業等）
- ③ 施設集約化事業（共同店舗、共同工場等）
- ④ 連鎖化事業（ボランタリーチェーン）
- ⑤ 共同施設事業（共同物流施設、商店街のアーケード等）
- ⑥ 設備リース事業（組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業）
- ⑦ 経営改革事業（新商品・新技術開発、情報の収集・処理・提供を行うための共同で利用する研究施設や試験設備の設置事業）
- ⑧ 企業合同事業（法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業）

(2) 中小企業支援機関が行う事業

- ①地域産業創造基盤整備事業（地域産業の振興を図るため、第三セクター、商工会等が技術開発センター、インキュベーターを設置・運営する事業）
- ②商店街整備等支援事業（商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第三セクター、商工会等が多目的ホール、スポーツ施設、駐車場等のコミュニティ施設の整備とこれらの施設と併せて共同店舗を整備する事業）

※それぞれの事業において、過去に高度化資金の貸付けを受けた組合等の施設の再整備（改造・増設等によるリニューアル）についても貸付対象とし、積極的に支援することといたしました。（後述の見直し事項の概要をご覧ください）

2. 貸付条件

(1) 貸付対象施設

上記貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む）するのに必要な土地、建物、構築物、設備

(2) 貸付割合

原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内

(3) 貸付期間

20年以内（うち据置期間は3年以内）

(4) 貸付金利

0.8%（平成17年度）又は無利子

（中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）

（注）貸付金利は、固定金利。市場金利等を勘案して毎年度設定します。

3. 診断助言

(1) 貸付前の診断助言等

機構は、都道府県が行う高度化事業診断が円滑に進むよう引き続き職員を派遣して診断に協力することとしています。

また、高度化事業の実施希望がある中小企業もしくは高度化事業制度を知りたい中小企業の方々に対し、専門家（企業連携支援アドバイザー）派遣によるアドバイス、高度化制度説明会等を実施し、高度化事業の実施の側面支援、高度化事業計画の作成支援等を行います。

(2) 貸付後の経営支援

機構は、貸付後の利用者の経営上の課題解決を支援するため、利用者の要望等に応じ、企業連携支援アドバイザーを中小企業者の経営現場に派遣し、必要な助言等を行います。

(3) 専門家派遣等に要する費用

高度化事業に係る診断助言（アドバイザー派遣を含む。）は、全て無料で行っています。

II 見直し事項の概要

1. リニューアル事業の積極的推進

平成11年度以降これまで限定的な運用を行ってきた施設の再整備（リニューアル）について、今後は「施設再整備貸付」として積極的に貸付対象とさせていただくことといたしました。

(1) 貸付対象者

既往の高度化資金貸付先

（貸付後の年数は問いません。また、既に完済した先を含みます。）

但し、延滞中又は償還猶予中の者は除きます。

(2) 貸付対象施設

施設の新設、増設、改築の他、改装も資本的支出と認められ資産計上されるものは貸付対象とします。

隣接地を駐車場用地として取得する場合や、賃借している土地の取得が主であっても貸付対象となります。

(3) 貸付要件・貸付利率等

施設再整備貸付に係る貸付要件、貸付利率、償還期限（据置期間を含む）等については、各事業の新規貸付の条件と同じとなります。

従って、例えば特別の法律の認定を受けた事業計画に基づいて施設を整備することが無利子の要件である事業の場合には、施設再整備貸付に係る計画が当該法律の認定に基づく場合には無利子となりますが、そうでない場合には有利子となります。

(4) 集団化事業の施設再整備に係る注意点

組合員等の新規加入、既存組合員等の施設の追加移転、共同施設の追加及び空き区画に係る再整備については、集団化事業の施設再整備事業として取り扱います。

但し、移転を伴わない既存組合員等の施設の再整備については、新規の集積区域整備事業として取り扱います。

2. 使いやすい高度化事業へ向けての各事業の主な改正点

(1) 各事業共通事項

- ① 施設の新設、増設はもとより改築、改装についても資本的支出と認められ資産計上されるものであれば貸付対象とします。
また、1台当たりの取得価格・耐用年数の制限は廃止し、資産計上されるものであれば単価は問わないことといたしました。
- ② 高度化資金の残債を有する施設を取り壊す際には、原則として繰上償還が必要となりますが、改造後の施設が以前の施設と同等以上の価値・機能を有し、債権保全上支障がないと認められるときには繰上償還を求めないことといたしました。
これにより、施設再整備貸付に柔軟に対応していきます。
- ③ 他の第三者に長期間賃貸することを目的とする施設については貸付対象としないこととしていますが、長期間の定義を「1ヶ月以上」から「1年以上」に改正いたしました。

(2) 集団化事業

- ① 限定的な規定であった「一の団地」と「一の建物」の定義を廃止いたしました。
これにより、機能的運営が確保されるのであれば隣接地でない場所での団地整備が可能となり、また建物は合理的な理由がある場合には分棟でも可能となりました。
- ② 団地内道路の幅員に係る要件（主要道10m以上、その他6m以上）を廃止いたしました。
- ③ 商店街パティオ事業を実施する際の集団化事業の用に供する敷地面積及び広場の面積に係る要件（敷地面積500㎡以上、広場面積150㎡以上）等を廃止いたしました。
これにより、地域の実情に合わせた小規模な商店街パティオ事業も可能となりました。
- ④ これまで集団化事業において組員が施設を長期賃貸する際は、「他に自己所有する施設がない者」に限定していましたが、この要件を廃止いたしました。
これにより、多店舗展開しているような力のある中小企業が組合に加入し、施設を利用することが可能となりました。

(3) 集積区域整備事業

- ① これまでの「集積区域」の細かな定義を廃止し、今後は、集積していると判断されれば「集積区域」とすることといたしました。
- ② これまででは組員施設の整備に係る貸付けは「組員貸し」のみであったものが、「組合貸し」又は「組員貸し」のどちらも可能となりました。
- ③ これまで集積区域整備事業において組員が施設を長期賃貸する際は、「集積区域内に他に自己所有する施設がない者」に限定していましたが、この要件を廃止いたしました。

(4) 集団化事業・施設集約化事業

中小小売商業振興法第4条第2項又は第3項の認定を受けた場合の無利子となる要件を「組合員等の2分の1以上が、当該市町村の区域において当該計画の作成前から事業を行っている者であること」と限定しておりましたが、この要件を廃止いたしました。

これにより、当該市町村の事業者に限らず事業意欲のある者が参加しやすくなりました。

(5) 共同施設事業

- ① アーケード、カラー舗装等商店街の環境の整備に関する施設を整備する場合の必要人数を「20人以上」から「10人以上」に緩和しました。
- ② 会議場施設、広場又は駐車場のみを設置する際の、参加人数5人以上となっていた要件を他の共同施設と同様に4人以上と改正しました。

※今回の改正点のうち主な改正点についてのみご紹介させていただきました。

以上の改正点の他にも利用者の利便性を考慮した使いやすい制度への改善を行っております。

3. 償還猶予の弾力的対応

約定通りの返済が困難になっている利用者を支援するため、現行1年ごとに認めている償還猶予を利用者の経営状況に応じ以下の通り弾力的に運用することとします。

(1) 複数年の償還猶予

一時的な経営不振により返済が困難となっている利用者に対し、都道府県が実施する診断で妥当と認められた場合には、複数年に渡る（3年以内）元金の一括償還猶予を認めます。

更に、当該猶予元金について同じく3年以内での最終償還期限の延長を認めます。

※利息の猶予は認められません。

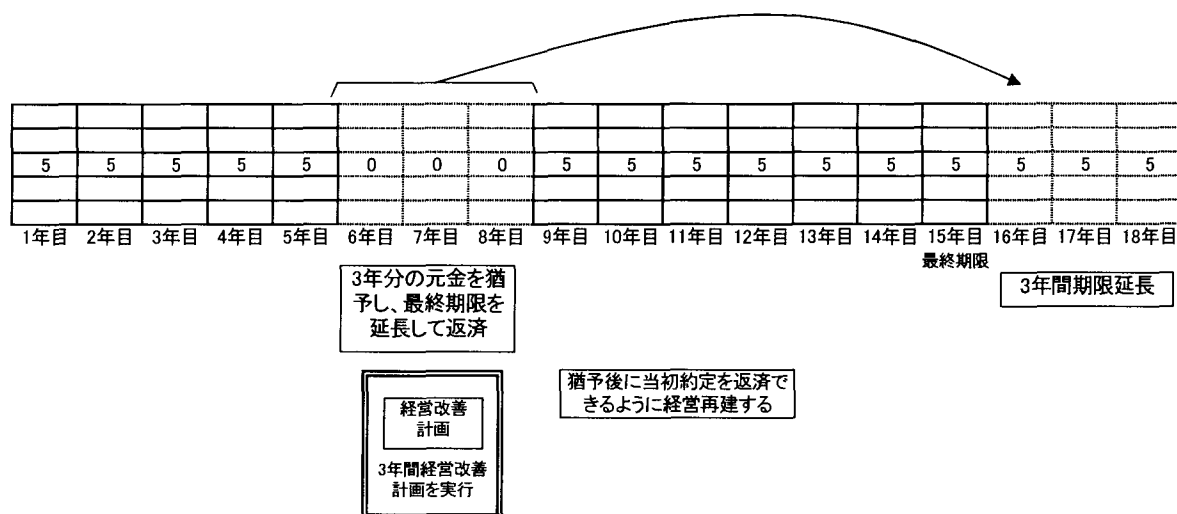
(2) 倒産組合員等の施設に係る償還猶予

集団化事業又は集積区域整備事業を実施した組合等の倒産組合員等の占有施設に係る元金及び利息について、最終償還期限までの一括償還猶予を認めます。

更に、当該猶予元金、利息について10年以内での最終償還期限の延長を認めます。

●複数年の償還猶予イメージ図

(例) 3年間元金を猶予し、3年間期限延長を行う場合



4. 連帯保証制度の見直し

連帯保証人それぞれが組合等の借入総額に対して保証債務を負うこれまでの連帯保証制度に加えて、連帯保証人それぞれに保証限度額を設定する限度額連帯保証制度を新設いたしました。

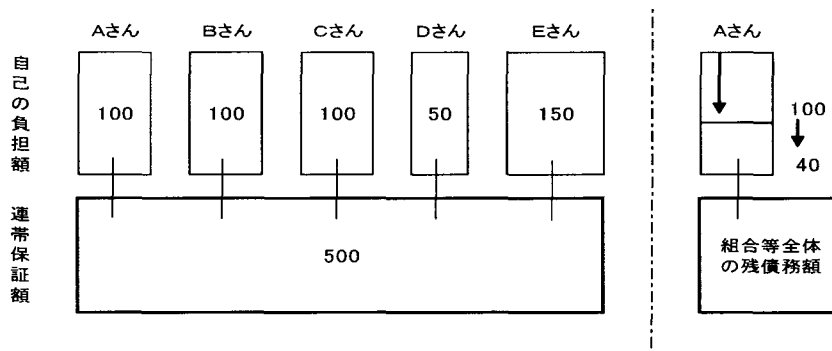
既に高度化事業を実施し償還途中の組合等が、これまでの連帯保証制度から新設された限度額連帯保証制度に変更することも可能です。ただし、この限度額連帯保証制度に変更することができるのは、物的担保等により債権保全が確実に図られていると認められる場合に限りです。

なお、限度額連帯保証制度における連帯保証人それぞれの保証限度額は、次の施設ごとの負担額をもとに設定させていただきます。ただし、連帯保証人それぞれの限度額の合計は組合等の借入総額（償還の途中で限度額連帯保証制度に変更する場合は、変更する時点での未償還の元金残高）以上とさせていただきます。

- ①共同施設については、組合員等の均等割、当該施設を利用する予定の組合員等の予想利用分量割、占有施設の面積割その他適切な方法により算出された組合員等毎の負担額
- ②占有施設については、それぞれの施設を占有する組合員等の負担額

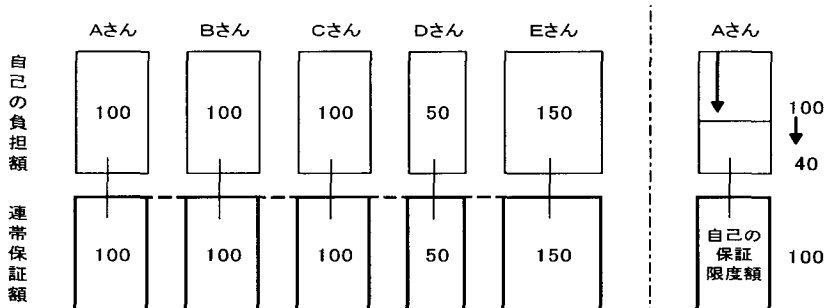
これまでの通常の連帯保証制度

- ・組合員(又は役員)全員が、組合等全体の債務の全額について連帯保証の責を負う。
- ・各人の負担分の返済が進んでも、組合等全体の残債務の全額について連帯保証の責を負う。



新設した限度額連帯保証制度

- ・各人毎に連帯保証の責を負う額に限度額を設ける。
- ・各人の限度額は自己負担額相当額以上とする。各人の限度額の合計は、組合等全体の債務額以上とする。
- ・各人の負担分の返済が進んでも、連帯保証の責を負う限度額は変わらない。
(自己の保証限度額の範囲において全体の残債務に対して連帯保証の責を負う。)



5. 貸付手続きの簡素化・短縮化

借入手続きに係る審査項目の重複の排除、申請書類の簡素化等により、機構における貸付審査期間の大幅な短縮を図ります。

6. 申し込み・相談窓口

高度化事業に関する申込み・相談窓口は、これまでどおり各都道府県の中小企業担当課です。また、企業連携支援アドバイザーの派遣依頼、高度化制度説明会の開催依頼については、中小企業基盤整備機構の地域・連携推進グループでも受け付けています。

なお、本紙についてのご質問は、中小企業基盤整備機構の地域・連携推進グループ連

携集積企画課または連携集積審査課までお問い合わせ下さい。

(電話03-5470-1528・1530)